

東北学院大学9月期卒業規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第25条第5項に基づき、9月期卒業に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 第4学年次9月期卒業判定時までに学則第25条第1項及び第3項が定める卒業要件を満たした者は、第4学年次9月期に卒業することができる。

(申請手続及び申請時期)

第3条 前条に該当する学生で9月期卒業を希望する者（以下「希望者」という。）は、履修登録期間に教務課へ願書を提出し、履修等についての指導を受けなければならない。

(履修登録)

第4条 希望者は、第4学年次9月期卒業判定時までに所属する学部の履修細則に定められた卒業に必要な単位数を修得できるよう履修登録を行わなければならない。ただし、既に必要な単位数を修得している場合は、この限りではない。

(卒業判定手続)

第5条 希望者の卒業判定は、学則第60条に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(事 務)

第6条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、教務委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成9（1997）年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19（2007）年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月12日改正第129号）

この規程は、平成29（2017）年10月12日から施行する。

附 則（令和5年3月8日改正第84号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。